

全建労発第94号
平成28年2月10日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会
会長 近藤晴貞
(公印省略)

青少年の雇用の促進等に関する法律の周知について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、勤労青少年福祉法等の一部が改正されたことに伴い、青少年の雇用の促進等に関する法律について、青少年の適職の選択に関する新たな仕組みである求人の不受理及び青少年雇用情報の提供に関する規定が平成28年3月1日より施行されることとなり、このたび、別添のとおり厚生労働省職業安定局長より周知依頼がありました。

つきましては、貴協会会員に対しまして法及び指針の内容について、周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、別添リーフレットは厚生労働省のホームページから閲覧が出来ます。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000097679.html>)

以上